

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 2 0 8 号
件 名	市営住宅における入居者管理について
要 旨	<p>1, 自治会活動（持ち回り役員，当番制の仕事，会議への出席など）の一切を無視している。</p> <p>2, 自治会全体で行う清掃活動等に事情で参加できない場合は，協力金を支払うことと決められているのに，支払いを拒否している。</p> <p>3, 何度訪問しても面会を拒否し，話し合いに応じてくれない。</p> <p>このような方が入居しているため，他の入居者が物理的，精神的な負担をこうむっています。</p> <p>この方の入居時より，新潟市の担当者や，指定管理者に相談をしてきました。当初は，「入居の際の必要書類はそろっていたし，家賃の滞納はないため何の問題もない。入居者の問題は自治会で解決するように」との回答でした。相談を続ける中で，今後，入居予定となった方には，あらかじめ自治会の会則と案内文を渡していただけるとの御配慮をいただくことができましたが，あくまでも自治会で用意した文書を渡すだけで，確認や同意を得ることではないとのことです。大変ありがたいことですが，これだけでは問題の解決になりません。市営住宅への入居は，入居審査が通るよう書類がそろい，家賃さえ払っていけばよいということでしょうか。入居者の問題は自治会で解決するようと言われても，持ち回りの役員があることや共益費の支払いがあることも知らずに入居してくるため，私たちだけではどうすることもできません。</p> <p>また，このような事例を黙認してしまえば，やがて第2，第3の事例の発生にもつながりかねません。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	<p>平成 31 年 2 月 19 日</p> <p>第 1 項 第 2 項</p> <p style="font-size: 2em;">}</p> <p>環境建設常任委員会</p>
受 理	平成 31 年 1 月 18 日 第 4 8 0 号

新潟市も指定管理者も，市営住宅の運営には円滑な自治会活動が必要であることを承知していながら，なぜ入居の際に自治会活動への参加，協力について同意を得ることができないのでしょうか。

よって，以下の実現を求め陳情いたします。

記

- 1 入居説明の際，自治会の会則等を渡すとともに，自治会活動への参加と協力について理解を得る働きかけを行うこと。
- 2 理由なく自治会活動への参加や協力を拒み，他の入居者に負担を強いたり，秩序を乱す行為をする入居者については，新潟市及び指定管理者の責任において適切な処置を行うこと。